

東吾妻町選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定により、東吾妻町立学校給食調理場設置条例制定請求者署名簿の縦覧に供する期間及び場所について、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

東吾妻町選挙管理委員会委員長 高橋 武 志



- 1 縦覧の期間 平成25年10月5日から平成25年10月11日まで
- 2 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 縦覧の場所 東吾妻町大字原町594番地3
東吾妻町役場本庁舎（総務課内 選挙管理委員会事務局）